

## 資 料 目 次

資料 1	要望書
資料 2	データサイエンス研究科博士後期課程において育成する人材像
資料 3	データサイエンス研究科博士後期課程設置の趣旨と意義
資料 4	博士後期課程における想定入学者と修了後のイメージ
資料 5	博士後期課程のカリキュラムマップ
資料 6	国立大学法人滋賀大学教員の人事等に関する特例規程（案）
資料 7	博士後期課程における研究指導プロセス
資料 8	博士後期課程における学位審査プロセス
資料 9	国立大学法人滋賀大学における研究倫理に係る規程
資料 10	学生研究室見取り図
資料 11	時間割



## 要 望 書

国立大学法人滋賀大学

学長 位 田 隆 一 様

滋賀大学大学院データサイエンス研究科に博士課程をできる限り早期に設置いただけますよう、次のとおり要望いたします。

産業界においては、第4次産業革命を推進するために必要なデータサイエンティストの不足が極めて深刻な課題となっております。貴学におかれましては、いち早くこうした課題に応え、平成29年4月に日本初となるデータサイエンス学部を設置するとともに、本年4月には大学院データサイエンス研究科修士課程を設置することとされ、我が国に不足しているデータサイエンティストの養成に組織的に取り組まれているところであり、心から敬意を表します。

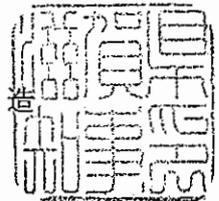
自治体や企業では、実務の能力に加えてデータサイエンティストとしての専門能力、すなわちデータアナリシス、データエンジニアリングのいずれかの分野での専門的な能力を持ち、自らのイニシアチブで高度なデータ分析・問題解決能力を発揮する人材を確保するために職員のスキルアップに努めているところですが、自治体や企業内での人材育成には限界があり、十分対応できていないのが現状です。

このため、データサイエンティストの組織的育成拠点となっている貴学に、より高度なデータサイエンス人材を育成・研究するための大学院博士課程をできる限り早期に設置していただき、自治体や企業などの実務経験者で高等教育を受けた者が、博士課程においてデータサイエンス領域の諸学問につき学ぶ機会を早急に提供していただくことを強く要望するとともに、これまで以上に、本県のみならず我が国に貢献する大学となるよう特段の御配慮をお願いいたします。

平成31年2月28日

滋賀県知事

三 日 月 大 造



# 要 望 書

国立大学法人 滋賀大学長 位田 隆一 様

滋賀大学大学院データサイエンス研究科に博士課程をできる限り早期に設置いただきますよう、次のとおり要望いたします。

産業界においては、第4次産業革命を推進するために必要なデータサイエンティストの不足は極めて深刻な課題になっております。貴学におかれましては、いち早くこうした課題に応え、平成29年4月に日本初となるデータサイエンス学部を設置され、また、平成31年4月には大学院データサイエンス研究科修士課程を設置される予定であり、我が国に不足しているデータサイエンティストの組織的な養成に取り組まれていることに対して、心から敬意を表します。

自治体や企業では、データサイエンティストとしての専門能力、すなわちビジネス、データアナリシス、データエンジニアリングのいずれかの分野で、自らイニシアチブを取り、高度なデータ分析・問題解決能力を発揮する人材を確保するため、職員・社員のスキルアップに努めているところですが、自治体や企業内での人材育成には限界があり、十分対応できていない状況です。

このため、データサイエンティストの組織的育成拠点となっている貴学に、より高度なデータサイエンス人材を育成・研究するため、大学院博士課程をできる限り早期に設置していただき、自治体や企業などの実務経験者で高等教育を受けた者が、博士課程において、データサイエンス領域の諸学問につき学ぶ機会を早急に提供していただくことを強く要望するとともに、これまで以上に、本市のみならず我が国に貢献する大学となられますよう特段のご配慮をお願いいたします。

平成31年2月12日

彦根市長 大久保



# 要 望 書

国立大学法人

滋賀大学長 殿

滋賀大学大学院データサイエンス研究科に博士課程をできる限り早期に設置いただけますよう、次のとおり要望いたします。

産業界においては、第4次産業革命を推進するため必要なデータサイエンティストの不足は極めて深刻な課題となっております。貴学におかれましては、いち早くこうした課題に応え、平成29年4月に日本初となるデータサイエンス学部を設置、また、平成31年4月には大学院データサイエンス研究科修士課程を設置され我が国に不足しているデータサイエンティストの組織的な養成に取り組まれているところであり、心から敬意を表します。

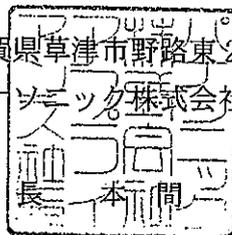
企業では、データサイエンティストとしての専門能力、すなわちビジネス、データアナリシス、データエンジニアリングのいずれかの分野で専門的な能力を持ち、自らのイニシアチブで高度なデータ分析・問題解決能力を発揮する人材の確保を少しでも進めるために社員のスキルアップに努めているところでありますが、企業内での人材育成には限界があり、十分対応できていないのが現状であります。

このため、データサイエンティストの組織的育成拠点となっている貴学に、より高度なデータサイエンス人材を育成・研究するための大学院に博士課程をできる限り早期に設置していただき、企業人など高等教育を受けた者が、博士課程において、データサイエンス領域の諸学問につき学ぶ機会を早急に提供していただくことを強く要望いたします。

平成31年2月1日

滋賀県草津市野路東2丁目3番1-2号  
パナソニック株式会社 アプライアンス社

社 長 本 間 哲



# 要 望 書

国立大学法人

滋賀大学長 殿

滋賀大学大学院データサイエンス研究科に博士課程をできる限り早期に設置いただけますよう、次のとおり要望いたします。

産業界においては、第4次産業革命を推進するため必要なデータサイエンティストの不足は極めて深刻な課題になっております。貴学におかれましては、いち早くこうした課題に応え、2017年4月に日本初となるデータサイエンス学部を設置、また、2019年4月には大学院データサイエンス研究科修士課程を設置され我が国に不足しているデータサイエンティストの組織的な養成に取り組まれているところであり、心から敬意を表します。

企業では、データサイエンティストとしての専門能力、すなわちビジネス、データアナリシス、データエンジニアリングのいずれかの分野で専門的な能力を持ち、自らのイニシアチブで高度なデータ分析・問題解決能力を発揮する人材の確保を少しでも進めるために社員のスキルアップに努めているところでありますが、企業内での人材育成には限界があり、十分対応できていないのが現状であります。

このため、データサイエンティストの組織的育成拠点となっている貴学に、より高度なデータサイエンス人材を育成・研究するための大学院に博士課程をできる限り早期に設置していただき、企業人など高等教育を受けた者が、博士課程において、データサイエンス領域の諸学問につき学ぶ機会を早急に提供していただくことを強く要望いたします。

2019年2月5日

コマツ

代表取締役社長(兼)CEO

大橋 徹

# 要 望 書

国立大学法人

滋 賀 大 学 長 殿

滋賀大学大学院データサイエンス研究科に博士課程をできる限り早期に設置いただけますよう、次のとおり要望いたします。

社会課題の解決にビッグデータを活用しようとする動きは、目に見えて大きくなってきており、かつ企業単体ではなく複数の業界をまたいだ活動の高まりとなってきました。

昨今の IoT の進展により爆発的に増加するデータを活用して、企業経営や産業の理解に役立てる動きは、自社で生産されるデータの取り扱いのみならず、社会に存在するビッグデータと接続することで価値が出るため、政府や企業経営者などを中心に声高に叫ばれています。特に、担い手となるべきデータサイエンティストの不足は極めて大きな課題となっております。そのような中、2017年4月滋賀大学にデータサイエンス学部が立ちあがったことは、産業界においても大変な朗報となっております。また、2019年4月には待望の修士課程も設置されることとなり、かつ派遣社会人という制度が設置されたことにより、企業における人材育成にも活路が開かれてきたと感じております。社会において広くリカレント教育が叫ばれるようになってきておりますが、必要性については訴えられるものの、その制度や受け皿となる組織の設置は進んでいないのが現状である中で、貴学におかれましては、組織的なデータサイエンティストの育成に取り組まれているところであり、心から敬意を表します。

企業経営において、真に競争力を生み出すものは人材であり、データビジネスにおける最重要資源のひとつは間違いなく人材、データサイエンティストです。データサイエンティストは、ビジネス、データアナリシス、データエンジニアリングの理解を基盤に付加価値を生み出す存在ですが、特に先進のサイエンス分野をカバーしていくことは必須事項だと考えます。その点、企業における育成では限界があり、十分に対応できていないのが現状です。

弊社はこれまでも、社会人博士を複数人出していますが、彼らがビジネスにもたらす付加価値が大変大きいものがあると評価しております。また、データサイエンス領域の諸学問は国際的にも研究スピードの早い競争の激しい分野です。ぜひ貴学にも早期に博士課程を設置していただきたく要望いたします。

平成 31年 2月 6日

株式会社帝国データバンク

取締役

データソリューション企画部長

後藤 健夫



# 要 望 書

国立大学法人

滋 賀 大 学 長 殿

滋賀大学大学院データサイエンス研究科に博士課程をできる限り早期に設置いただけますよう、次のとおり要望いたします。

産業界においては、ドメイン知識を有した専門技術者がツールとしてデータサイエンスを活用することが求められています。これにより新たな付加価値を生むと考えられます。例えば工場 IoT におきましては、経験豊かな生産技術者がデータサイエンスを駆使して異常検知や自律適応制御を開発・適用していくことにより、国際競争力のある生産ラインを実現することができます。

企業では、そのための人材確保が急務になっており積極的にキャリア採用を進めていますが、一方で高度な専門能力に加えてデータ分析能力を具備する人材の社内育成を進めることも必要です。しかしながら、一企業では十分な数の指導者を確保するには限界があり、自らの研究テーマを指導して頂きながら完成させていくプロセスを供することができません。トヨタグループでは貴学と共同で機械学習道場を開設しプロセスに関してご指導を仰いでいますが、輩出できる人材数は必要数に照らして十分とは言えません。

このため、今や日本の代表的なデータサイエンティストの組織的育成拠点となり数多くの指導者が集う貴学に、より高度なデータサイエンス人材を育成・輩出するための博士後期課程をできる限り早期に設置し、企業人に門戸を開いて頂き、高度な専門知識を有する技術者が、さらにデータサイエンス領域を深める機会を提供していただくことを強く要望いたします。弊社では最近の新卒技術者のほぼ全てが修士課程修了者であるため、修士課程ではなく博士後期課程の設置を強く要望いたします。

平成 31 年 2 月 14 日

株式会社デンソー生産技術部

技師 吉 野



## 資料2 データサイエンス研究科博士後期課程において育成する人材像

- 学部・修士課程・博士課程において育成する人材像は一貫して  
**複数分野の領域知識をもち、方法論とデータをつなぎ、価値創造に貢献する人材:**

- 課題の発見、データ収集・前処理、モデルの決定・最適化計算、結果の解釈、そして意思決定につなげる一連の過程を自らのイニシアティブで実施でき、価値創造に貢献できる。
- 企業・官公庁等において必要とされている人材

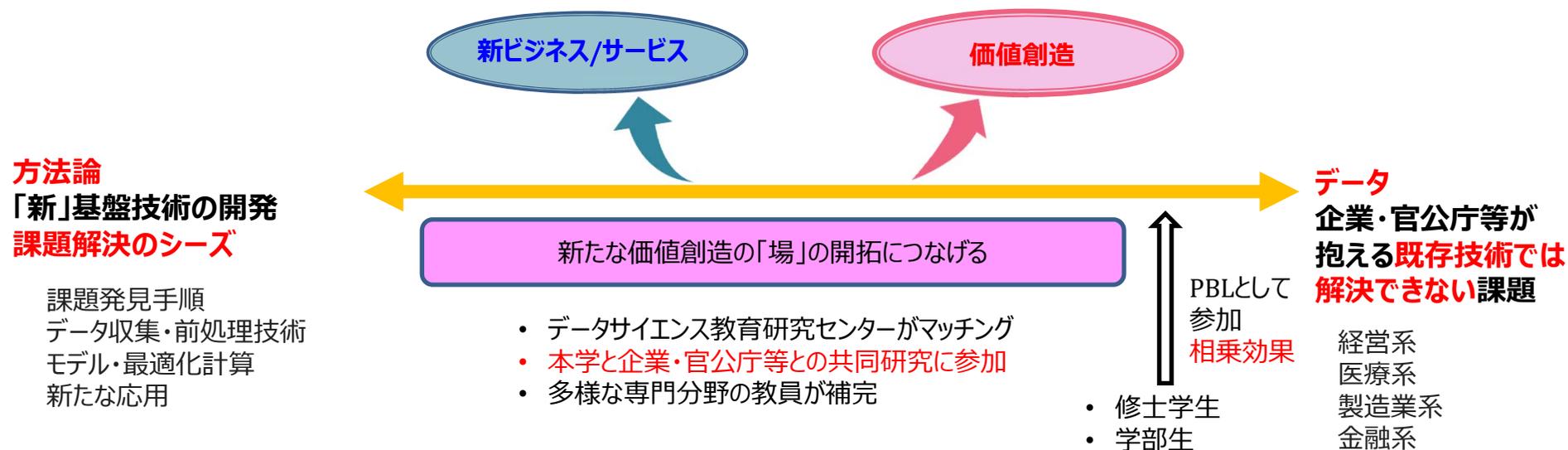
データから価値を創造するための一連の過程



- **博士: データサイエンスに関する新たな基盤技術を生み出し、新たな価値創造の「場」の開拓につなげることができる**

- 新たな基盤技術により、新しいビジネスやサービスの開拓につなげる
- 特に先進的なIT企業においては高い専門性と研究能力が要求されている
- DS大学教員不足への対応

- 修士: 特別仕様の分析モデルを立てることができる。 } [既存の基盤技術を使いこなせる](#)
- 学士: 既存の分析モデルを使いこなせる。



# 資料3 データサイエンス研究科博士後期課程設置の趣旨及び意義

- ① データサイエンス教育研究拠点として、学部から大学院修士及び博士課程までのモデル（範型）を参照標準として示す。
- ② 製造や金融など多様な産業分野での「棟梁レベル」の高度人材需要に応える。
- ③ アカデミアの最先端分野での研究者、大学における数理・データサイエンス分野での次世代指導者を養成。
- ④ 他大学の博士課程との間で、実課題のビッグデータからの価値創造プロジェクトでの連携を強化し、高度人材育成に貢献。

## データサイエンス教育研究拠点としての滋賀大学

- わが国初のデータサイエンス学部を設置
- データサイエンス教育研究センターの設置
- 数理・データサイエンスに係る教育強化の拠点校
- 「データ関連人材育成プログラム」（大阪大学）に参加
- 「超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業」（大阪大学）にも参加
- わが国トップクラスの教員組織を実現

1

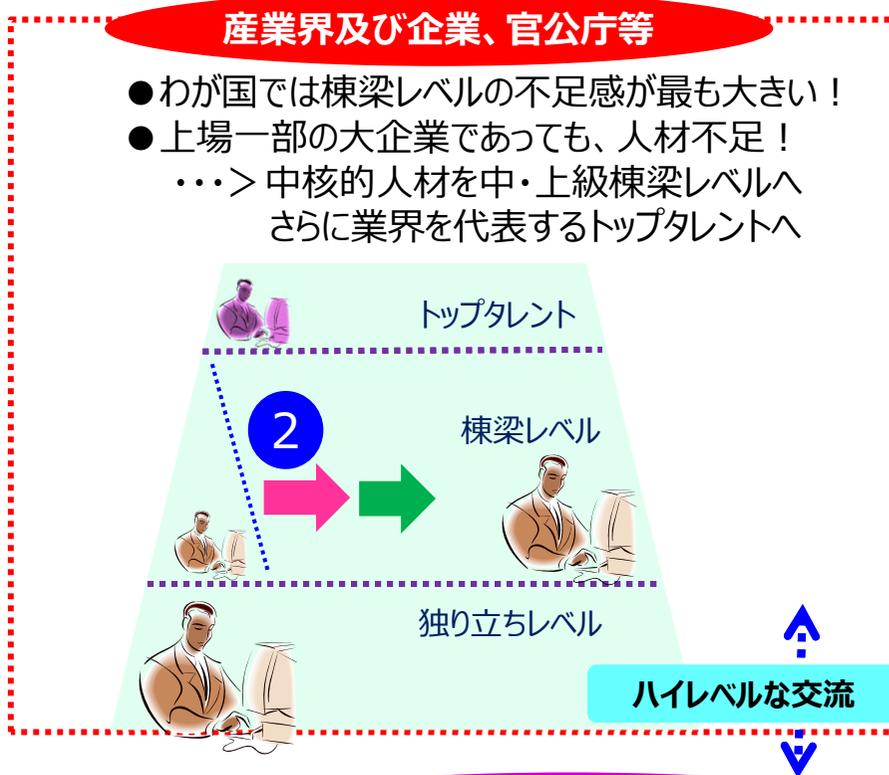
「方法論とデータをつなぐ価値創造人材」育成のための体系的教育プログラムの整備  
学部—修士（博士前期）—博士（後期）

データサイエンスの前衛的プログラムを整備  
特色①：モデリングの方法論の専門知識とスキル  
特色②：実課題のビッグデータからの価値創造

3

教育研究に携わる人材の供給

全国の大学でのデータサイエンス系学部・学科・専攻等の設置  
全学データサイエンス教育の普及



### 産業界及び企業、官公庁等

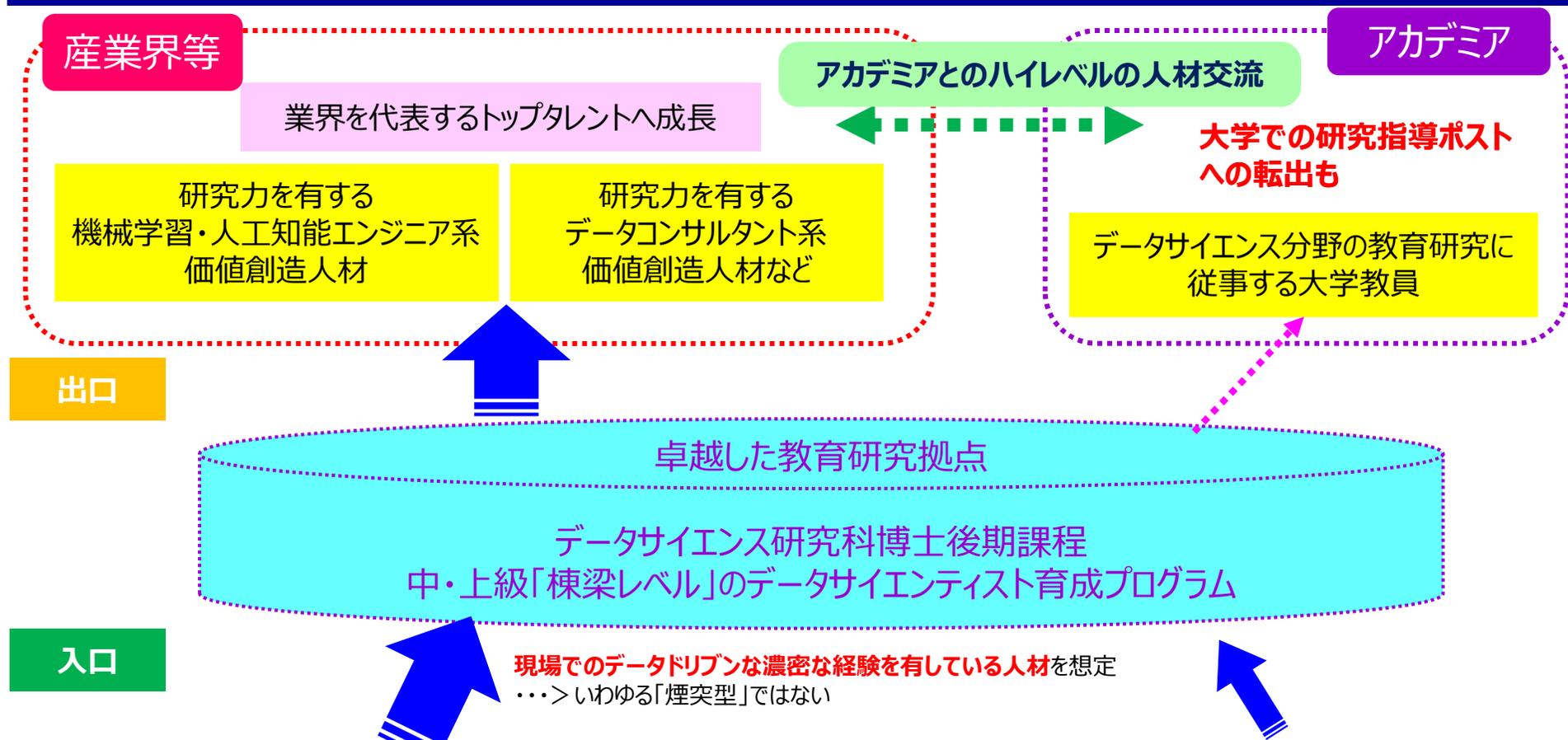
- わが国では棟梁レベルの不足感が最も大きい！
- 上場一部の大企業であっても、人材不足！  
…> 中核的人材を中・上級棟梁レベルへさらに業界を代表するトップタレントへ

### 大学：アカデミア

- 先端IT人材だけでなく、一般IT人材の育成も必要  
…> データサイエンス関連教員の不足感が大きい
- 最先端研究でもビッグデータ解析が必須  
…> 人材需要が強まる

# 資料4

## 博士後期課程の想定入学者と修了後のイメージ



産業界等

業界を代表するトップタレントへ成長

アカデミアとのハイレベルの人材交流

アカデミア

大学での研究指導ポストへの転出も

研究力を有する  
機械学習・人工知能エンジニア系  
価値創造人材

研究力を有する  
データコンサルタント系  
価値創造人材など

データサイエンス分野の教育研究に  
従事する大学教員

出口

卓越した教育研究拠点

データサイエンス研究科博士後期課程  
中・上級「棟梁レベル」のデータサイエンティスト育成プログラム

入口

現場でのデータドリブンな濃密な経験を有している人材を想定  
...>いわゆる「煙突型」ではない

企業、自治体、研究機関等の社会人

いずれかの分野の修士号を有し、企業、自治体、研究機関等において、それぞれの領域分野で、データ分析に関わる仕事に従事してきた経験を持ち、データサイエンスの修士レベル相当の専門性とスキルを持つ「独り立ちレベル」の者で、既存技術では解決できない課題に直面し、それを解決するための研究力を身につけたいと希望している者。  
※仕事で得られた知見をもとに、国際学会で発表したり、学術論文を執筆したりしていることが望ましい。

DS研究科・その他の研究科の修士課程修了者

原則としては、修士課程を修了し、データ分析に関わる仕事に従事した後に博士課程に戻ってきてほしい、と想定しているが、学部・修士の研究において、相当なデータ分析に従事してきたり、方法論のイノベーションにつながる研究を行ってきたり、特に高度な経験や専門性を有すると判断される者が、既存技術を超える課題の解決を目指したり、新たな方法論を現実のデータ分析に応用したりしようと計画している場合。  
(なお、諸外国からの留学生も含む。)

- 3年次および2年次:
  - 基盤技術の研究・開発をし、それら技術を実際の価値創造プロジェクトにおいて評価し改善する。
  - 本学データサイエンス教育研究センターが企業や自治体、大学等と行う共同研究に参加する。
- 1年次:
  - データサイエンスに関する先端知識の習得
  - 修了研究のテーマを具体化するためのサーベイや探索的研究を主に行う。

## ビッグデータ解析等に基づく博士論文

## 価値創造科目 8単位: 新基盤技術の研究と開発、それによる問題解決の実践

データサイエンス特別研究 1,2,3,4,5,6 (必修) 6単位

勤務先企業やDS教育研究センターの価値創造プロジェクトへ参加し、新たな基盤技術の研究・開発とそれによる課題解決の実践を繰り返し、既存技術で対応できない問題を自ら解決できる研究力と、それによる新たな価値創造の場の開拓につなげる実践力を養う。

データサイエンス特別演習1,2 (必修) 2単位

博論研究に関して複数教員による指導  
(主指導教員、副指導教員、その他教員)

## データサイエンスコア科目 2単位: 先端知識の習得

・データサイエンス特別レクチャー (必修) 2単位

DS研究科教員(実務経験のある教員含む)による最先端のサーベイ(オムニバス)でデータサイエンス分野を広くカバー  
解決すべき問題が何かを見抜くための広い視点を身につける

D  
3D  
2D  
1

10単位以上取得

## 国立大学法人滋賀大学教員の人事等に関する特例規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、教員の職務とその責任の特殊性に鑑み、国立大学法人滋賀大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第1項ただし書きの規定に基づき、国立大学法人滋賀大学（以下「大学」という。）に勤務する教授、准教授、講師、助教、助手、副園長、副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭（以下「教員」という。）について、人事等に関する特例を定めることを目的とする。

2 附属学校に勤務する教員については、第2条及び第4条から第7条までの規定は適用しない。  
（採用、昇任、配置換等及び出向に係る選考）

第2条 就業規則第5条第1項に規定する教員の採用を行う場合は、選考によりこれを行う。

2 前項の選考は、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議に基づき学長が定める基準により行うものとする。

3 学部の教員の採用については、学系会議の議に基づき学長が行う。

4 国立大学法人滋賀大学学則（平成16年4月1日制定）第11条に規定する保健管理センター（以下「学内共同教育研究施設等」という。）の教員の採用については、学内共同教育研究施設等の運営委員会の意見を聴いて、学長が行う。

5 第2項から第5項までの規定は、就業規則第10条、第12条又は第13条に規定する昇任、配置換等又は出向について、これを準用する。

（勤務評定）

第3条 就業規則第9条の規定に基づき行う勤務成績の評定は、部局等（学系、学部又は学内共同教育研究施設等をいう。以下同じ。）の長については学長が、その他の教員については、当該教員が所属する部局等の長（以下「所属長」という。）が行う。

（異動）

第4条 教員をその意に反して就業規則第11条又は第12条に規定する降任・解任、配置換等又は出向（「転籍出向」を除く。）をさせる場合には、評議会の審査を経なければならない。

2 評議会は前項の審査を行うにあたっては、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付する。

3 評議会は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後、14日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。

4 評議会は、第1項の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することができる。

5 前3項に規定するもののほか、第1項の審査に関し必要な事項は、評議会が定める。

（休職の期間）

第5条 教員の国立大学法人滋賀大学職員休職規程第2条第1項第1号の事由による休職の期間を定める場合には、個々の場合について評議会の議に基づき学長が定める。

（解雇等）

第6条 教員について、就業規則第21条第1項第1号から第4号まで又は第45条の規定に基づき解雇又は懲戒を行う場合には、評議会の審査を経なければならない。

2 第2条第2項から第5項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

（定年）

第7条 教員の定年は、評議会の定めにより、満65歳とする。

（研修）

第8条 教員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 大学は教員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めるものとする。

3 教員は、授業に支障のない限り、所属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

4 教員は、所属長の許可を得て、現職のまま、長期にわたる研修を受けることができる。

（大学院修学休業）

第9条 附属学校に勤務する教員は、学長の許可を得て、3年を超えない範囲内で大学の大学院課程等に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。

2 大学院修学休業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年4月1日の滋賀大学データサイエンス学部の設置に伴い、同学部の専任の教授として採用された者及び同学部の専任の教授として在職する者で同学部が完成する平成33年3月31日までの間に第7条の規定により退職すべきこととなる者については、この規定は適用しない。

3 前項の規定を適用された者は、平成33年3月31日限りで退職するものとする。

附 則

1 この規程は、平成 年 月 日から施行する。

2 現に在職する者で平成29年4月1日改正規程附則第2項の規定を適用された者については、平成35年3月31日までの間、第7条の規定を適用しない。

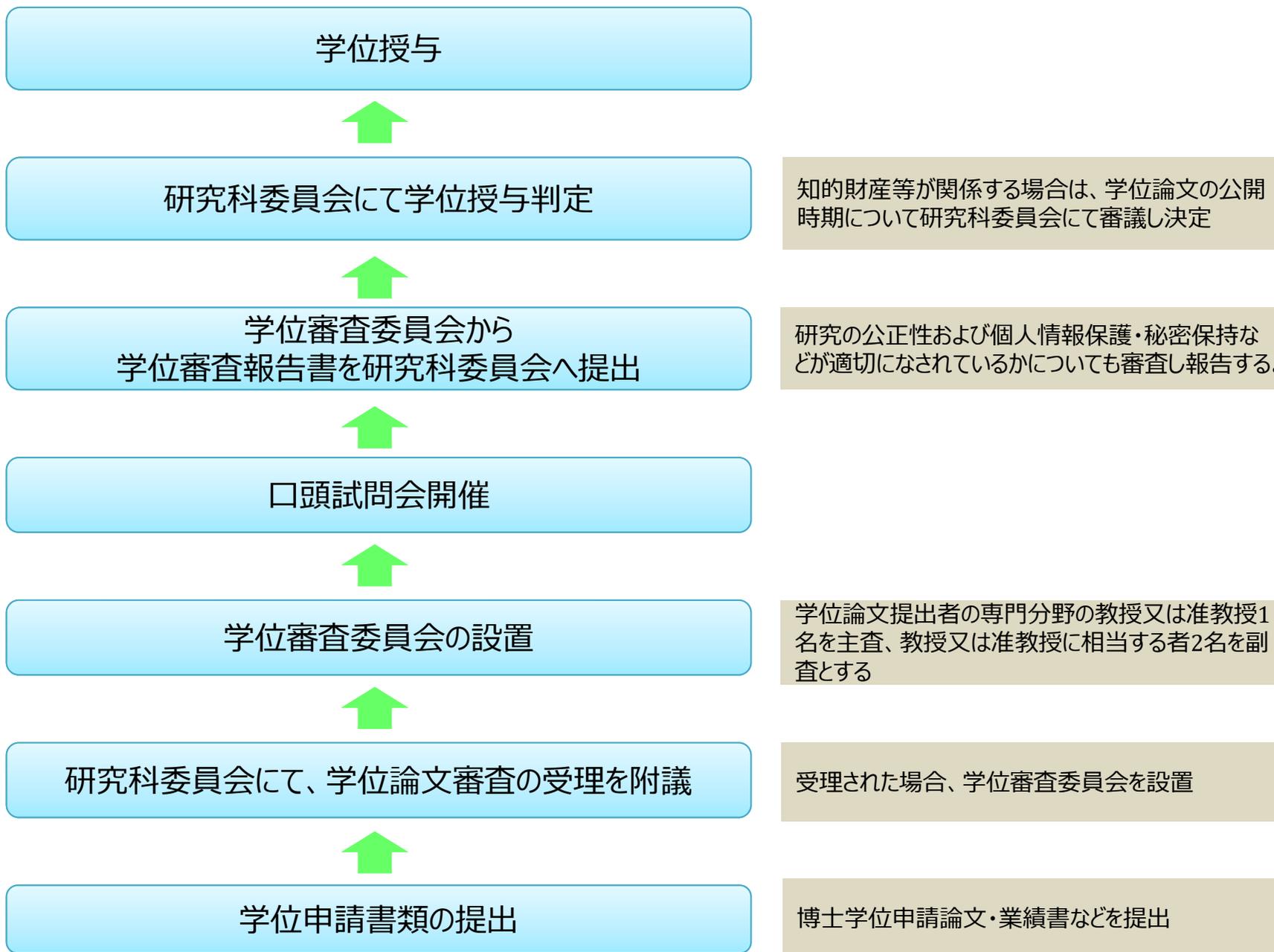
3 前項の規定を適用された者は、平成35年3月31日限りで退職するものとする。

# 資料7

## 博士後期課程における研究指導プロセス



D  
3



## 国立大学法人滋賀大学における公正な研究活動の推進に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人滋賀大学（以下「本学」という。）が社会から負託された学術・文化の発展及び高度人材教育を通じて人類福祉に貢献するため、公正な研究活動を推進し、研究活動における不正行為を防止するとともに、不正行為に起因する問題が生じた場合に適切かつ迅速に対処するために必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ等、研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。

2 この規程において「特定不正行為」とは、前項の不正行為のうち、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん及び盗用をいい、その用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適正な表示なく流用すること。

3 この規程において「研究者等」とは、本学において研究活動に従事する役員、教職員（非常勤を含む。）、学生その他本学の施設を利用して研究を行う者をいう。

4 この規程において「部局等」とは、別表に定める組織をいう。

5 この規程において「申立者」とは、第1項に規定する不正行為に関する申立てを行う者をいう。

6 この規程において「被申立者」とは、前項に規定する申立者による申立ての対象者をいう。

7 この規程において「悪意」とは、被申立者を陥れるため、あるいは被申立者が行う研究を妨害するためなど、専ら被申立者に何らかの損害を与えることや被申立者が所属する機関・部局等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。

## (研究者等の責務)

第3条 研究者等は、不正行為を行ってはならない。また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者等に求められる倫理規範を修得させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を受けなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

4 前項の研究資料等の保存期間、管理の方法等については、別に定める。

## (統括責任者)

第4条 本学に統括責任者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 統括責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

3 統括責任者は、前項に定めるほか、本学における研究活動の不正行為への対応等に関し、体制の整備、申立てへの対応及び調査について責任者としてその実施にあたる。

(部局等の長の責務)

第5条 各部局等の長は、当該部局等において、公正な研究活動の推進及び不正行為を抑止する環境の整備に努めなければならない。

2 各部局等の長は、当該部局等における研究活動の不正行為への対応等に係る責任者となる。

(研究倫理教育責任者の設置)

第6条 各部局等に、研究倫理教育責任者を置く。

2 研究倫理教育責任者は、部局等の長をもって充てる。

3 研究倫理教育責任者は、当該部局等の研究者等に対し定期的に、当該部局等における研究分野の特性に応じた研究倫理教育を受けさせなければならない。

4 研究倫理教育責任者は、前項に掲げる取組状況について、毎年度、統括責任者に報告しなければならない。

5 研究倫理教育責任者は、当該部局等において必要と認めるときは、当該部局等の研究者等のうちから研究倫理教育副責任者を指名できるものとする。

6 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育副責任者を置いたときは、その有する権限及び責任を定め、その者の氏名並びに定めた権限及び責任について、当該部局等の研究者等に周知するとともに、総括責任者に報告するものとする。

7 研究倫理教育責任者は、必要に応じ、関係する他の研究倫理教育責任者と協議のうえ、共同して、研究倫理教育を実施することができる。

8 研究倫理教育の実施に際し必要な事項は、別に定める。

(研究公正委員会)

第7条 本学に、公正な研究活動を推進するとともに、研究者等による不正行為に対処するため、研究公正委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 統括責任者

(2) 学術国際課長

(3) 学部から選出された教員 各1名

3 委員会に委員長を置き、統括責任者をもって充てる。

(委員会の任務)

第8条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 公正な研究活動の推進に係る啓発活動（研究倫理教育責任者に対する研究倫理教育を含む。）に関する事項

(2) 公正な研究活動の推進に係る情報収集及び周知に関する事項

(3) 研究者等の特定不正行為に関する申立ての受付、調査及び認定に関し必要な事項

(4) その他公正な研究活動の推進及び不正行為への対処に関し必要な事項

(専門委員)

第9条 委員会に、専門分野に応じた調査及び審議の適正を確保するため、委員の職務を補佐する専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員長が委嘱する。

- 3 専門委員は、委員会の求めに応じ、委員会に出席することができる。
- 4 その他専門委員について必要な事項は、委員会において別に定める。

(窓口の設置)

第10条 本学に、特定不正行為に関する申立て及び情報提供（不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められている旨の相談を含む。）並びにこの規程にかかわる相談、照会等に対応するための窓口を学術国際課に設置するものとする。

- 2 窓口の職員は、学術国際課長及び学術国際課副課長とする。

(特定不正行為の疑いの申立て)

第11条 特定不正行為の疑いが存在すると思料する者は、前条の窓口に対し、調査を申し立てることができる。

- 2 申立ての受付は、書面、FAX、電子メール、面談等の方法によるものとする。

- 3 第1項の申立ては、申立書（別紙様式）を用いて、顕名により行うものとする。

- 4 第1項の申立ては、原則として、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付けるものとする。

- 5 第1項の申立てがあった場合には、学術国際課長は速やかにその内容を学長及び委員会の委員長に報告しなければならない。前条第1項の情報提供があったときも同様とする。

- 6 第3項の規定にかかわらず、匿名による申立てがあった場合、申立ての内容に応じ、顕名の申立てがあった場合に準じて取り扱うことができるものとする。

- 7 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ、インターネット等により、特定不正行為の疑いが指摘された場合は、特定不正行為を行ったとする研究者の氏名、特定不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限り、これを匿名の申立てに準じて取り扱うことができるものとする。

- 8 申立ての意思を明示しない相談については、その内容に応じ、申立てに準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合には、相談者に対して申立ての意思があるか否か確認するものとする。

- 9 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという申立て等については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めときは、被告発者に対して警告を行う。

(窓口職員の義務)

第12条 窓口の職員は、申立ての受付に当たっては、申立者の秘密の遵守その他申立者の保護を徹底しなければならない。

- 2 窓口の職員は、申立てを受け付ける際には、その内容を他の者が同時及び事後に見聞きできないよう必要な措置を講ずる等適切な方法によらなければならない。

- 3 窓口の職員は、相談等に関し自己との利害関係を有する事案に関与してはならない。

(秘密保護義務)

第13条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。本学の職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 委員会の委員長は、申立者、被申立者、申立て内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、申立者及び被申立者の意に反して外部に漏えいしないよう、これらの秘密を徹底しなければならない。

(申立者の保護)

第14条 部局等の長は、申立てを行ったことを理由とする当該申立者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないように適切な措置を講じなければならない。

2 本学の職員等は、単に申立てを行ったことを理由として、当該申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 学長は、悪意に基づく申立てであることが判明しない限り、単に申立てを行ったことをもって当該申立者に不利益な措置を行ってはならない。

(被申立者の保護)

第15条 本学の職員等は、単に申立てがなされたことのみをもって、被申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長は、被申立者に対して、単に申立てがなされたことのみをもって、不利益な措置を行ってはならない。

(調査協力者の保護)

第16条 学長は、第18条の予備調査及び第19条の本調査に協力する者に対して、情報提供を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないよう十分に配慮しなければならない。

(悪意に基づく申立て)

第17条 何人も、悪意に基づく申立てを行ってはならない。

2 学長は、悪意に基づく申立てであったことが判明した場合は、当該申立者の氏名の公表、処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

(予備調査)

第18条 学長は、原則として第11条第5項の報告を受けた日から60日以内に調査を開始すべきか否かを検討し、その結果を申立者に通知するとともに、調査の必要があると認めたときは、予備調査委員会を設置し、事案について必要な調査（以下「予備調査」という。）及び適切な対応を行うものとする。この場合において、調査の必要があると認めたときを、第6項における申立て受理の日とする。

2 予備調査委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 被申立者が所属する部局等の長
- (3) 被申立者の当該研究関連分野の者 若干名
- (4) その他第1号の委員が必要と認めた者

3 学長は、第11条第7項に該当する場合等申立てがない場合であっても、調査の必要があると認めたときは、委員会に対し、予備調査及び適切な対応を指示することができる。この場合において、調査の必要があると認めたときを、第6項における申立て受理の日とみなす。

4 学長は、特定不正行為以外の不正行為の疑いに関する申立て又は相談があったときは、必要に応じて、委員会に対し、予備調査及び適切な対応を指示することができる。

5 学長は、第11条第4項の場合において、当該申立てに係る研究データが別に定める保存期限を超過している等の理由により調査を実施することが困難であると認めたときは、当該申立てを却下することができる。

6 予備調査を実施する場合には、原則として申立て受理の日から60日以内に当該調査を終了し、その結果を学長に報告するものとする。

- 7 予備調査においては、被申立者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 8 学長は、予備調査の結果に基づき、事案について本調査を実施するか否かを決定する。
- 9 学長は、前項の決定を行った場合には、その結果を関連する部局等の長、申立者及び被申立者に通知するものとする。
- 10 学長は、第8項の決定を行った場合には、文部科学省にその旨を報告するとともに、調査対象に係る研究に競争的資金が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的資金の配分機関（以下「配分機関」という。）に対し、その旨を報告するものとする。
- 11 予備調査委員は、予備調査に関し自己との利害関係を有する事案に関与してはならない。
- 12 この条に定めるもののほか、予備調査に関し必要な事項は、別に定める。

（調査委員会）

第19条 委員会は、本調査の実施を決定したときは、当該事案に係る調査委員会を設置するものとする。

- 2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 第18条第2項第1号に掲げる理事 1名
  - (2) 被申立者が所属する部局等から選出された者 1名以上
  - (3) 学外有識者 若干名
- 3 前項第3号の委員の数は、調査委員会の委員の総数の半数以上でなければならない。
- 4 第2項各号に掲げる委員は、被申立者及び申立者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 5 調査委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。
- 6 第2項第2号及び第3号の委員は、学長が委嘱する。
- 7 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を申立者及び被申立者に通知するものとする。これに対し、申立者及び被申立者は、通知を受けた日から7日以内に、書面により、委員会に対し理由を添えて異議申立てを行うことができる。
- 8 学長は、異議申立てにより調査委員を交代したときは、その旨を申立者及び被申立者に通知するものとする。
- 9 学長は、本調査を行う際には、配分機関及び文部科学省に、その旨を報告するものとする。

（本調査）

第20条 調査委員会は、本調査を実施する場合には、原則として調査開始の日から60日以内に当該調査を終了するものとする。

- 2 本調査においては、被申立者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 関係者は、本調査に対しては、誠実に協力しなければならない。
- 4 関係者は、調査委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。
- 5 調査委員会は、調査が終了したときは、その結果を学長に報告するものとする。
- 6 この条に定めるもののほか、本調査に関し必要な事項は、別に定める。

（審査及び認定）

第21条 委員会は、本調査の結果に基づき、不正行為の有無について審査し、その認定を行う。

- 2 前項の認定は、原則として第11条第5項の申立ての報告を受けた日から210日以内に行うものとする。

- 3 特定不正行為か否かの認定に当たっては、被告発者の自認を唯一の証拠とせず、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行うものとする。
- 4 委員会は、申立てが悪意に基づくものであると判断したときは、その旨の認定を行うものとする。
- 5 前項の認定を行うに当たっては、申立者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 6 委員会は、第1項又は第4項の認定を行ったときは、直ちに、その内容を学長及び関連する部局等の長に報告しなければならない。
- 7 委員会は、第1項の認定の結果を申立者及び被申立者に通知するものとする。
- 8 学長は、本調査結果について、配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

(異議申立て)

第22条 不正行為を行った旨の認定を受けた被申立者は、その通知を受けた日から14日以内に、委員会に対して異議申立てを行うことができるものとする。

- 2 申立てが悪意に基づくものと認定された申立者は、その認定について、前項の例により、異議申立てを行うことができる。
- 3 委員会は、前2項の異議申立てについて再調査が必要であると認めたときは、調査委員会に対し、再調査の実施を指示するものとする。この場合において、必要に応じて調査委員を交代させることができる。
- 4 委員会は、第1項の異議申立てがあったときは、学長に報告するとともに、申立者に通知するものとする。
- 5 学長は、当該異議申立てが特定不正行為を行った旨の認定に対するものであるときは、配分機関及び文部科学省に報告するものとする。
- 6 前2項の規定は、異議申立てを却下した場合及び再調査の指示を行った場合にも適用する。
- 7 調査委員会は、原則として再調査開始の日から50日以内に当該調査を終了し、結果を委員会に報告するものとする。
- 8 委員会は、前項の結果に基づき、前条の認定を覆すか否かを審査するものとする。
- 9 委員会は、前項の審査結果を学長に報告するとともに、申立者及び被申立者に通知するものとする。
- 10 学長は、第1項の異議申立てが特定不正行為の認定に対するものであったときは、審査結果を配分機関及び文部科学省へ報告するものとする。

(調査結果の公表)

第23条 統括責任者は、特定不正行為が認定された場合は速やかに調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、特定不正行為に関与した者の氏名及び所属、特定不正行為の内容、本学が公表までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特定不正行為があったと認定された論文等が、申立てがなされる前に取り下げられていたときは、当該特定不正行為に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。

4 特定不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合は、原則として、調査結果は公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はこの限りでない。

5 統括責任者は、悪意に基づく申立てが行われたとの認定がなされた場合には、申立者の氏名及び所属、悪意に基づく申立てと認定した理由、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を公表する。

(委員会等の事務)

第24条 委員会及び調査委員会に関する事務は、学術国際課で行う。

(論文等の取下げ等の勧告)

第25条 統括責任者は、特定不正行為が認定された被申立者に対して、当該特定不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正その他の措置を勧告するものとする。

2 統括責任者は、被申立者が前項の勧告に応じない場合は、必要な措置をとることができる。

(処分)

第26条 学長は、本調査の結果、不正行為が行われたと認定された場合は、当該不正行為に関与した者に対して、就業規則その他の規定に従い、処分を課すものとする。

2 学長は、前項の処分が特定不正行為に対するものであるときは、配分機関及び文部科学省に対して、当該処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第27条 委員会は、本調査の結果、不正行為の存在が確認された場合は、当該部局等の長に対し、次に掲げる事項について適切な措置を講ずべきことを指示するものとする。

(1) 被申立者への倫理教育

(2) 研究組織、研究環境及び研究指導体制の問題点の見直し

(3) その他不正行為の再発防止のために必要な事項

(雑則)

第28条 この規程に定めるもののほか、公正な研究活動の推進等に関し必要な事項は、別に定めるとし、定めのないものについては、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)を適用する。

## 附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成28年4月1日以後に受理された申立てについて適用し、同日前に受理された申立てについては、なお従前の例による。

3 国立大学法人滋賀大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程(平成19年5月8日制定)は、廃止する。

## 別表(第2条関係)

部 局 等	部 局 等 の 長
教育学部	教育学部長
経済学部	経済学部長
環境総合研究センター	環境総合研究センター長

国際センター	国際センター長
社会連携研究センター	社会連携研究センター長
保健管理センター	保健管理センター所長
データサイエンス教育研究センター	データサイエンス教育研究センター長
総務課	学長が指名する理事
人事労務課	
財務課	
学術国際課	
学務課	
学生支援課	
入試課	
施設管理課	
図書情報課（附属図書館）	
事務支援センター	
監査室	
障がい学生支援室	

別紙様式（第11条関係）申立書

## 国立大学法人滋賀大学における公的研究費の不正使用防止に関する規程

### (目的等)

第1条 この規程は、国立大学法人滋賀大学（以下「本学」という。）における公的研究費を適正に管理・運営し不正使用等を防止するため必要な事項を定め、もって教育研究機関としての社会に対する説明責任を果たし、研究活動の推進を図ることを目的とする。

2 公的研究費の管理・運営については、関係法令、配分機関（本学に公的研究費を配分する機関をいう。以下同じ。）の定める規程等及び本学の諸規程に定めるもののほか、この規程によるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「公的研究費」とは、本学が管理するすべての研究資金をいう。
- (2) 「部局等」とは、別表に定める組織をいう。
- (3) 「教職員等」とは、本学の役員、非常勤を含む教職員その他公的研究費の管理・運営に関わるすべての者をいう。
- (4) 「不正使用」とは、故意又は重大な過失により、公的研究費の適正な管理・運営に関する関係法令、配分機関の定める規程等又は本学の諸規程に違反して公的研究費を使用することをいう。
- (5) 「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、本学が教職員等に対し、自身を取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、どのような行為が不正使用に該当するのかなどを理解させるために実施する教育をいう。

### (管理体制及び責務)

第3条 本学の公的研究費を適正に管理・運営するため、最高管理責任者、統括管理責任者及び不正使用防止推進責任者を置く。また、必要に応じ、不正使用防止推進責任者の下に不正使用防止推進副責任者を置くことができる。

- 2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の管理・運営について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じなければならない。また、統括管理責任者及び不正使用防止推進責任者が責任を持って公的研究費の管理・運営及びコンプライアンス教育が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 4 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営及びコンプライアンス教育について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、学長が指名する理事をもって充てる。
- 5 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括するとともに、最高管理責任者が定めた基本方針に基づき本学全体の具体的な対策として不正使用防止計画（以下、「防止計画」という。）を策定・実施し、その取組状況を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 6 不正使用防止推進責任者は、部局等における公的研究費の管理・運営及びコンプライアンス教育について実質的な責任と権限を持つものとし、別表に定める部局等の長をもって充てる。
- 7 不正使用防止推進責任者は、統括管理責任者の指示を受けて、当該部局等における次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 公的研究費に係る不正防止対策の実施に関すること。

(2) コンプライアンス教育の実施に関すること。

(3) 公的研究費の適正な管理及び執行に関する管理監督並びに改善指導に関すること。

8 不正使用防止推進責任者は、前項に掲げる取組状況について、毎年度、統括管理責任者に報告しなければならない。

9 不正使用防止推進責任者は、当該部局等において必要と認めるときは、当該部局の教職員のうちから不正使用防止推進副責任者を指名できるものとする。

10 不正使用防止推進責任者は、不正使用防止推進副責任者を置いたときは、その有する権限及び責任を定め、その者の氏名並びに定めた権限及び責任について、当該部局の教職員等に周知するとともに、統括管理責任者に報告するものとする。

11 不正使用防止推進責任者は、必要に応じ、関係する他の不正使用防止推進責任者と協議のうえ、共同して、公的研究費の適正な管理・運営及びコンプライアンス教育を実施することができる。

(相談窓口の設置)

第4条 本学の公的研究費に係る事務処理手続き及び使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を置く。

2 相談窓口は、学術国際課とする。

3 相談窓口は、本学における公的研究費に係る事務処理手続き及び使用に関するルール等に関する学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(不正使用防止推進室)

第5条 最高管理責任者の下に不正使用防止推進室を置く。

(不正使用防止推進室の業務)

第6条 不正使用防止推進室は、防止計画の推進にあたり、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 公的研究費に係る不正防止対策の基本方針に基づく防止計画の策定・検証に関すること。

(2) 公的研究費の管理・運営に係る実態及び部局等におけるコンプライアンス教育の実施状況の把握・検証に関すること。

(3) 不正発生要因に対する改善策に関すること。

(4) 教職員等に対する公的研究費に係る行動規範の策定等に関すること。

(5) その他防止計画の推進にあたり必要な事項に関すること。

(防止計画の策定)

第7条 前条第1号の防止計画は、毎事業年度策定し、最高管理責任者の承認を受けなければならない。

(不正使用防止推進室の組織)

第8条 不正使用防止推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 統括管理責任者

(2) 最高管理責任者が指名する理事 1名

(3) 学術国際課長

(4) 財務課長

(5) 学部から選出された教員 各1名

(6) その他統括管理責任者が必要と認めた者 若干名

(室長等)

第9条 不正使用防止推進室に室長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

(防止計画の実施・報告)

第10条 室長は、防止計画の策定が完了したときは、最高管理責任者に報告するとともに、不正使用防止推進責任者に防止計画の実施の通知を行うものとする。

2 不正使用防止推進責任者は、防止計画に基づき不正使用の防止に努めなければならない。

3 室長は、防止計画の実施状況の把握・検証を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

4 室長は、前項の検証の結果、不正を発生させる要因があると認められる場合で、個別部局に特有のものである場合は、不正使用防止推進責任者に対して改善を命ずることができる。

5 室長からの報告を受けた最高管理責任者は、防止計画の策定や検証結果を基に、違法行為や不正が行われないように組織内部をまとめ、公的研究費の適正な管理・運営及びコンプライアンス教育を実施するよう、統括管理責任者に命じるものとする。

(事務)

第11条 不正使用防止推進室の事務は、関係部局の協力を得て、学術国際課において処理する。

(教職員等の責務)

第12条 教職員等は、公的研究費の適正な管理・運営に当たっては、関係法令、本学の諸規程その他の規範を遵守し、高い倫理性を保持し、清廉性をもって、行うよう努めなければならない。

2 教職員等は、防止計画に則り、自ら不正防止に取り組まなければならない。

3 教職員等は、コンプライアンス教育を受けるとともに、前2項に定める事項を約するため、確認書を最高管理責任者に提出しなければならない。

(監査)

第13条 統括管理責任者は、本規程に定める管理体制による統括状況、防止計画の推進状況、部局等におけるコンプライアンス教育の実施状況等について、監査室による内部監査を受けるものとする。

(通報窓口の設置)

第14条 最高管理責任者は、本学における不正使用等（その疑いがあるものを含む。）に関する通報及び情報提供（以下「通報等」という。）を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を次のとおり置くとともに、通報窓口の場所、連絡先、通報の方法その他必要な事項を本学内外に公表しなければならない。

2 通報窓口は、最高管理責任者の指定する学外の弁護士及び監査室長とする。

3 通報窓口は、通報等を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告し、統括管理責任者は、通報等の要件の具備を確認の上、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正使用の調査)

第15条 最高管理責任者は、通報等により不正使用の疑いがある事案を知り得た場合には調査を行うものとする。

2 前項の調査に関し必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第16条 相談窓口及び通報窓口の担当者、不正使用に係る調査に関係した者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様とする。

(不正使用の発生要因の改善)

第17条 最高管理責任者は、調査の結果、必要があると認める場合には、公的研究費の不正使用の発生要因に対する改善策を講じなければならない。

(懲戒処分等)

第18条 教職員等が公的研究費の不正使用を行った場合は、国立大学法人滋賀大学職員就業規則（教職員等の種別等に応じて定められた就業規則を含む。）、国立大学法人滋賀大学職員懲戒手続規程及びその他の規程等に基づき、懲戒処分等の適切な措置を行うものとする。

(法的措置)

第19条 教職員等が公的研究費の不正使用を行った場合は、当該教職員等に対し、本学に生じた損害を賠償させるとともに、必要に応じて民事上又は刑事上の法的措置を執ることができる。

(取引業者に対する措置)

第20条 公的研究費の不正使用に関与した取引業者については、国立大学法人滋賀大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項に定めるところにより、厳正な処置を行う。

(配分機関による措置への対応)

第21条 最高管理責任者は、部局等の公的研究費の運営、管理体制若しくは不正使用に対する対応に不備があったこと又は部局等で不正使用が行われたことにより、配分機関から配分された公的研究費の返還命令を受けた場合で、既に当該研究費が当該部局等に配分されている場合は、当該部局等に返還を命じるものとし、当該部局等はこれに従わなければならない。

(調査結果の公表)

第22条 最高管理責任者は、第15条第1項の調査を行った結果、公的研究費の不正使用が行われたことが認められたときは、不正使用に関与した者の氏名・所属、不正使用の内容、不正使用に対して行った措置の内容、調査を行った者の氏名・所属及び調査の方法・手順を公表するものとする。ただし、最高管理責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、不正使用に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第23条 本学及び教職員等は、不正使用に関する通報を行った者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。ただし、通報に関して、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的が認められる場合は、この限りでない。

2 本学及び教職員等は、通報があったことのみを理由として、当該通報により不正使用が疑われることとなった者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の不正使用防止に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月 9日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月 8日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 6月21日から施行し、平成22年 4月 1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 3月17日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

部局等	部局等の長
教育学部	教育学部長
経済学部	経済学部長
環境総合研究センター	環境総合研究センター長
国際センター	国際センター長
社会連携研究センター	社会連携研究センター長
保健管理センター	保健管理センター所長
総務課	学長が指名する理事
人事労務課	
財務課	
学術国際課	
学務課	
学生支援課	
入試課	
施設管理課	
図書情報課（附属図書館）	
事務支援センター	
監査室	

# 国立大学法人滋賀大学動物実験等の実施に関する規程

## 目 次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 適用範囲（第3条）
- 第3章 動物実験委員会（第4条－第11条）
- 第4章 動物実験等の実施（第12条－第14条）
- 第5章 施設等（第15条－第20条）
- 第6章 実験動物の飼養及び保管（第21条－第29条）
- 第7章 安全管理（第30条－第31条）
- 第8章 教育訓練（第32条）
- 第9章 自己点検・評価・検証（第33条）
- 第10章 情報公開（第34条）
- 第11章 補則（第35条－第37条）
- 附 則

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この規程は、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）（以下「基本指針」という。）に基づき、科学的観点、動物愛護の観点、環境保全の観点、実験等に携わる教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験を適正に行うために必要な事項を定める。

2 動物実験の計画及び実施については、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準(昭和55年総理府告示第6号)（以下「飼養保管基準」という。）」、処分方法の指針、その他関係法令の規定を踏まえ、3R（Reduction：使用数の削減、Refinement：苦痛の軽減、Replacement：代替法・動物を使わない方法への置き換え）の理念に基づき、この規程の定めるところによる。

### （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 動物を教育又は研究のために科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 実験の用に供するため、本学における施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 動物実験計画 動物実験等を行うために事前に立案する計画をいう。
- (4) 施設等 動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (5) 飼養保管施設 実験動物の飼養又は保管を行う本学の施設をいう。
- (6) 実験室 動物実験を行う本学の施設をいう。
- (7) 管理者 動物実験及び施設の管理を統括する者で学長をもって充てる。
- (8) 動物実験管理者 管理者を補佐し、実験動物及び施設の管理を担当する者で教育学部長をもって充てる。
- (9) 動物実験責任者 動物実験管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者で、動物実験に関して優れた識見を有する者の中から、学長が指名する者をいう。

- (10) 動物実験実施者 動物実験責任者の下で動物実験を行い、実験動物を飼養し、又は保管する者をいう。
- (11) 飼養者 動物実験管理者又は動物実験実施者の下で、実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等 基本指針及び日本学術会議が策定する「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(2006年6月1日策定)をいう。

## 第2章 適用範囲

(対象)

第3条 この規程は、本学において行われるすべての動物実験を対象とする。

## 第3章 動物実験委員会

(動物実験委員会)

第4条 本学の動物実験等の適正な実施について審議し、管理者に報告、助言するため、動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 動物実験計画が指針等及び学内規程に適合していることの審査
- (2) 動物実験計画の実施結果に関する助言
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況の把握、調査及び管理者への助言
- (4) 動物実験、実験動物の適正な取扱い及び関係法令等に関する教育訓練の内容及び体制に関する助言
- (5) 動物実験に関する規程の制定・改廃に関すること
- (6) 飼養保管施設及び実験室の設置等に関する調査及び助言
- (7) その他、動物実験の適正な実施のために必要な事項についての助言等

(組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- (1) 動物実験管理者
- (2) 動物実験に関して優れた識見を有する者 若干名(内1名は動物実験責任者とする。)
- (3) 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
- (4) その他学識経験を有する者 若干名

(委員の任命及び任期)

第7条 前条第2号から第4号の委員は、学長が任命する。

2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第8条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長については動物実験管理者、副委員長については動物実験責任者もつて充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、学術国際課において処理する。

2 事務において、委員会開催に関する議事録等を作成する。

#### 第4章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第12条 動物実験責任者は、動物実験を実施するときは、あらかじめ動物実験計画を立案し、動物実験計画書(別紙様式1)を管理者に提出し、承認を得なければならない。

承認を受けた実験計画を変更しようとする場合も同様とする。

2 立案にあたっては、研究の意義、動物実験等の必要性の他に、次の各号に掲げる事項について配慮する。

(1) 動物実験等の目的と必要性

(2) 動物種、数、品質、飼養条件等を含む実験動物の選択

(3) できる限り実験動物に苦痛を与えない実験方法の選択

(4) 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む)

3 管理者は、前項の規定により動物実験計画書の提出があったときは、委員会に諮らなければならない。

4 管理者は、委員会の審査結果に基づき、実験計画の承認の可否を決定し、通知するものとする。

(実験操作)

第13条 動物実験責任者は、適切に維持管理された施設及び設備を用いて動物実験等を行わなければならない。

2 動物実験実施者は、計画書に記載された事項及び指針等を参考に、次の各号に掲げる事項を遵守する。

(1) 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

(2) 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む)の配慮

(3) 適切な術後管理

(4) 適切な安楽死の選択

3 安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関係法令等及び本学の関連規程等に従わなければならない。

4 物理化学的な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保しなければならない。

5 動物実験実施者は、実験の実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めるものとする。

6 侵襲性の高い大規模な存命手術にあたっては、経験等を有する者の指導下で行なわなければならない。

(実験終了・中止の報告)

第14条 動物実験責任者は、動物実験を終了したとき又は中止したときは、速やかに動物実験終了・中止報告書(別紙様式2)を管理者に提出し、報告しなければならない。

## 第5章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第15条 実験動物の飼養保管施設を設置する場合、動物実験管理者が、飼養保管施設設置承認申請書(別紙様式3)を管理者に提出し、その承認を得なければならない。

2 動物実験管理者は、施設の設置について管理者の承認を得た後でなければ、飼養及び保管を行えない。

3 管理者は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定するものとする。

(飼養保管施設の要件)

第16条 飼養保管施設は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 適切な温度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること

(2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼養設備を有すること

(3) 床や内壁など清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること

(4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること

(5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること

(実験室の設置)

第17条 実験室を設置する場合、動物実験管理者が、動物実験室設置承認申請書(別紙様式4)を管理者に提出し、その承認を得なければならない。

2 動物実験は、管理者の承認を得た実験室でなければ、行えない。

3 管理者は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定するものとする。

(実験室の要件)

第18条 実験室は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること

(2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること

(3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が執られていること

(施設等の維持管理)

第19条 動物実験管理者は、施設、設備の適切な維持管理に努めるものとする。

(施設等の廃止)

第20条 動物実験管理者は、飼養保管施設の廃止にあたり、必要に応じて、飼養保管中の実験動物を他の施設に譲り渡すよう努めるものとする。

2 動物実験管理者は、飼養保管施設及び実験室の廃止する場合は、管理者に届け出なければならない。

## 第6章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアル(標準操作手順)の作成と周知)

第21条 実験動物管理者及び動物実験責任者は、飼養保管の標準操作手順を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第22条 実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者、飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めるものとする。

(実験動物の導入)

第23条 動物実験管理者は、実験動物の導入にあたり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

- 2 適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。
- 3 飼養環境への順化・順応を図るための措置を講じなければならない。

(給餌・給水)

第24条 実験動物の生理、生体、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

(健康管理)

第25条 実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、必要な健康管理を行わなければならない。

- 2 実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第26条 異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第27条 実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

- 2 動物実験管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、管理者に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第28条 実験動物の譲渡にあたり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第29条 実験動物の輸送にあたり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めるものとする。

## 第7章 安全管理

(危害防止)

第30条 動物実験管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

- 2 人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡するものとする。
- 3 実験動物管理者は、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等を受けないよう予防し、発生防止のため、飼養保管基準に基づき必要な措置を迅速に講じなければならない。
- 4 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別に定めなければならない。

5 実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第31条 動物実験管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

2 緊急事態の発生時には、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めるものとする。

## 第8章 教育訓練

第32条 実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、次の各号に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関連法令、指針等、本規程
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保に関する事項
- (5) その他、適切な動物実験の実施に関する事項

2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存するものとする。

## 第9章 自己点検・評価・検証

第33条 動物実験管理者は、本学において実施された動物実験等が指針等並びに本規程への適合性に関し自己点検・評価・検証を行い、管理者に報告することとする。

2 自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

## 第10章 情報公開

第34条 動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管の状況、自己点検・評価、検証の結果等の情報については、ホームページ等その他の適切な方法により公開するものとする。

## 第11章 補則

(準用)

第35条 哺乳類、鳥類及び爬虫類以外の動物を使用した動物実験については、この規程を準用する。

(適用除外)

第36条 産業動物の飼養保管や畜産における育種改良を目的とする教育もしくは試験研究、あるいは生態の観察を行うことを目的とする動物の飼養及び保管については、本規程を適用しない。

(雑則)

第37条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

## 附 則

1 この規程は、平成19年4月10日から施行する。

2 この規程の施行の際現に国立大学法人滋賀大学教育学部動物実験委員会規程（平成16年4月1日制定）に基づき承認された実験計画については、この規程により承認したものとみなす。

3 この規程の施行日前に、国立大学法人滋賀大学教育学部動物実験委員会規程（平成16年4月1日制定）第3条第2号及び第3号の規定に基づく委員会委員である者は、この規程により任命された委員とみなす。

- 4 前項の委員は、第7条第2項の規定にかかわらず平成21年3月31日までとする。
- 5 国立大学法人滋賀大学教育学部動物実験指針（平成16年4月1日制定）及び国立大学法人滋賀大学教育学部動物実験委員会規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

- 別紙様式1 動物実験計画書
- 別紙様式2 動物実験終了・中止報告書
- 別紙様式3 飼養保管施設設置承認申請書
- 別紙様式4 動物実験室設置承認申請書

## 国立大学法人滋賀大学研究倫理委員会規程

(設置)

第1条 滋賀大学（以下「本学」という。）で行われるヒトを直接対象とした研究及び医療行為（以下「研究等」という。）について、倫理的観点から審査することを目的として、本学に滋賀大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(対象)

第2条 この規程による審査の対象は、教員の行う研究活動等のうち、倫理上の問題が生じるおそれがあり、それに対する配慮が必要なもの及び研究活動等の結果を公表するものを対象とする。

(任務)

第3条 委員会は、本学に所属する教員の申請に基づき、その研究及び実施計画の内容等について審査する。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、男女両性で構成する。

- (1) 学長が指名する理事
  - (2) 学部から選出された教員 各2人
  - (3) 保健管理センターから選出された教員 1人
  - (4) 本学以外の倫理及び法律に関する有識経験者 2人
  - (5) 一般の立場から意見を述べることができる者 1人
- 2 前項第4号及び第5号の委員は、学長が委嘱する。
- 3 第1項第2号から第5号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会が必要と認めるときは、特定の課題について審査する期間において特別委員を別途委嘱することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員（第4条第4項の特別委員を含む。以下同じ。）の3分の2以上が出席し、かつ、同条第1項第4号の委員1人以上の出席がなければ、議事を開くことはできない。

- 2 委員は、自己の申請に係る審査に加わることができない。
- 3 委員会は、申請者に委員会への出席を求め、実施計画の内容等について説明を求めるとともに、意見を聴くことができる。
- 4 申請された研究の審査結果は、出席委員全員の合意を原則とする。ただし、全員の合意が得られない場合は、無記名投票により出席委員の4分の3以上の同意をもって判定する。
- 5 判定は、次に掲げるいずれかの表示により行う。
  - (1) 非該当
  - (2) 承認
  - (3) 条件付承認
  - (4) 変更の勧告
  - (5) 不承認

6 委員会は、原則として非公開とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、公開することができる。

7 審査内容、審査経過及び判定は、記録として保存し、委員会が必要と認めるときは、公表することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(申請の手続き及び審査結果の通知)

第8条 審査を申請しようとする者は、別紙様式第1号による研究倫理審査申請書に必要事項を記入し、学長に提出しなければならない。

2 学長は、審査申請に対して1か月をめどに審査を終了し、審査終了後速やかに別紙様式第2号による審査結果通知書を申請者に交付しなければならない。

3 前項の通知に当たっては、審査結果が第6条第5項第3号、第4号及び第5号に該当するときは、それぞれの条件、変更又は不承認の理由等を明記しなければならない。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学術国際課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年4月19日から施行する。

2 この規程施行後、最初に選出される第4条第1項第2号から第4号までの委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に選出される第4条第1項第5号の委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

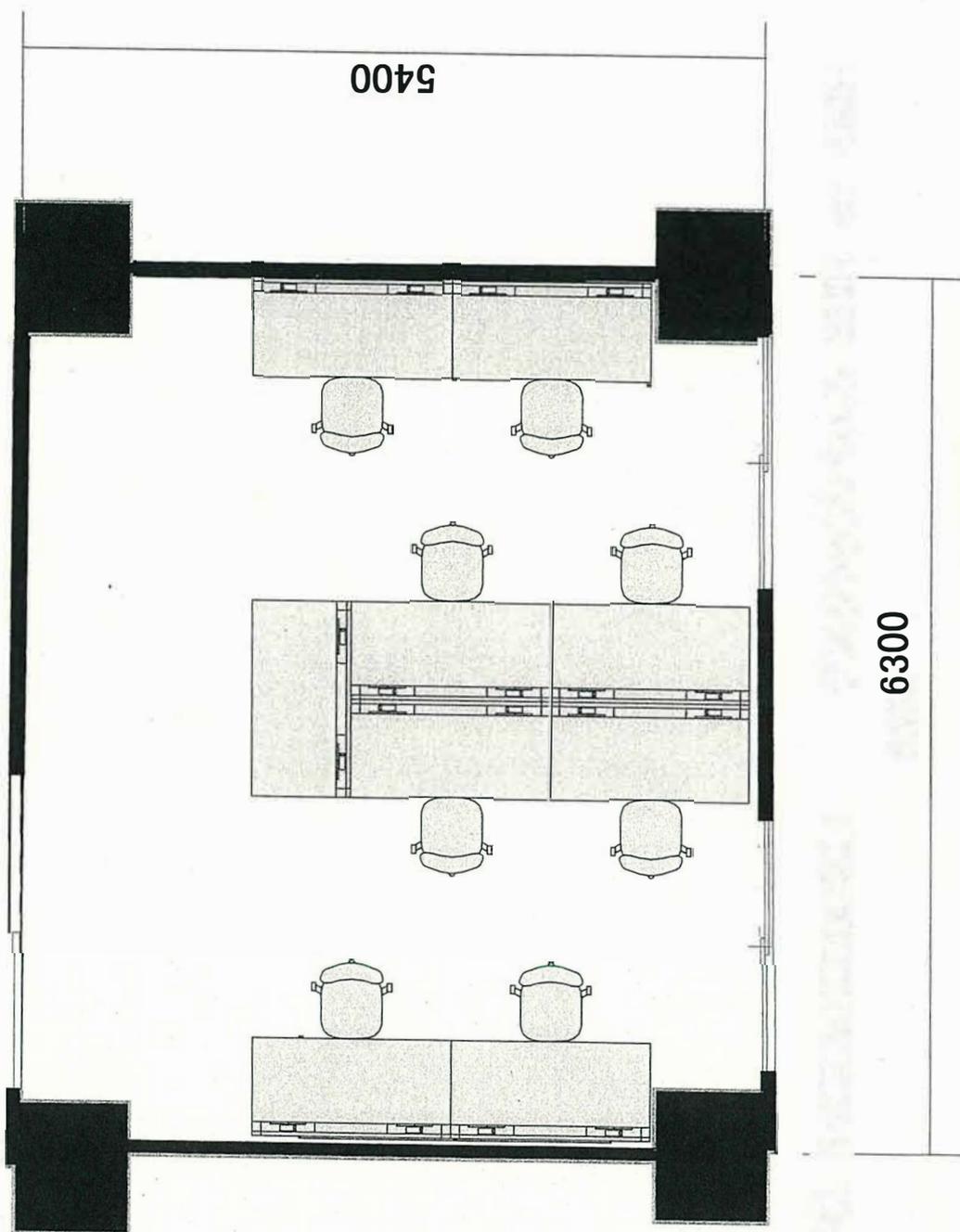
別紙様式第1号 研究倫理審査申請書

別紙様式第2号 審査結果通知書

# 学生研究室見取り図

博士後期課程研究室

211, 212, 213



## 資料 1 1

## 時間割

	月	火	水	木	金
1 時限 (8 : 50～10 : 20)					
2 時限 (10 : 30～12 : 00)					
3 時限 (12 : 50～14 : 20)					
4 時限 (14 : 30～16 : 00)					
5 時限 (16 : 10～17 : 40)			データサイエンス 特別レクチャー (1 年次 春学期)		

データサイエンス特別研究及びデータサイエンス特別演習については、研究指導科目であり、各指導教員等が個別に実施するため、時間割上には表示していない。